【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

 【提出日】
 平成25年9月11日

 【会社名】
 川崎汽船株式会社

【英訳名】 Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 朝倉 次郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】078(325)8727 (ダイヤルイン)【事務連絡者氏名】神戸総務グループ長 田辺 賢洋

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1番1号

【電話番号】 03(3595)5608 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 財務グループ長 谷岡 弘茂

【縦覧に供する場所】 川崎汽船株式会社本社

(東京都千代田区内幸町二丁目1番1号)

川崎汽船株式会社名古屋支店

(名古屋市中村区那古野一丁目47番1号)

川崎汽船株式会社関西支店

(神戸市中央区栄町通一丁目2番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成25年9月10日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)において募集する2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成25年9月10日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項の一部が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- (注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。
- ロ 本新株予約権付社債券に関する事項
 - ()本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、314円とする。

(後略)

以上